令和８年３月30日

飯塚市長　　武　井　政　一　　様

飯塚市上下水道事業経営審議会
会長　馬奈木　昭雄

飯塚市上下水道事業の経営状況等について(答申)

令和７年11月11日付け、７飯企企第426号で諮問のありました標記の件につきまして、慎重に審議を行った結果、下記のとおり意見が集約されましたので答申いたします。なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

記

1　飯塚市上下水道事業の経営戦略の見直しについて

【水道事業】

(1)投資に関する目標設定について

水道管路については、更新の進捗が老朽化の進行に及んでいない状況にある。飯塚市水道施設最適化計画に基づく将来的な施設の統廃合による更新不要な資産を除外した場合であっても、更新が必要となる資産を法定耐用年数及び更新基準年数で更新していくことは、費用及び技術職員人員、民間事業者の受注体制等を考慮した場合、依然厳しい状況にある。

近年全国的に管路の老朽化に起因した漏水事故等も多発しており、本市においても同様の事例が頻発している。将来にわたり安全で安定した水の提供を行うためには耐震化や老朽管路の更新が急務となっている。そのような状況のなか、施設・設備については更新基準年数を基準に更新を行い、管路については給水施設の重要性等を考慮し、選択と集中により投資の拡大と更新のスピードアップを図ることが求められている。

これらを踏まえると、今後10年間の毎年の投資額は、現在の施設・設備が6.2億円、管路が6.8億円という目標を、施設・設備を8.0億円、管路を12.0億円へと目標を上方修正することが妥当である。

(2)財源に関する目標設定について

持続的な事業経営を行うため、昨今の社会情勢を鑑み物価動向を見込んだうえで、料金改定の目標年度である令和９年度から令和13年度までの５年間で、料金回収率100%以上、資金残高対給水収益比率 100%以上、企業債残高対給水収益比率については 300%を少し上回る程度に設定することが妥当である。

【下水道事業】

(1)投資に関する目標設定について

飯塚市下水道ストックマネジメント計画に基づき、資産の重要性や経過年数等を考慮したリスク管理を行いながら、適切な点検・調査を実施し、劣化やリスクの度合いの高い資産から更新することが妥当である。

第800号
-8.3.30
企業管理課

そのためには、現在の施設・設備の更新費用が4.5億円、管路の更新費用が3億円という目標を、施設・設備は据え置き、管路を4.8億円へと上方修正することが妥当である。

(2)財源に関する目標設定について

昨今の社会情勢を鑑み物価動向を見込んだうえで、将来的な終末処理場の更新費用を賄うための内部留保資金を確保することを目標として、今後も水洗化率及び普及率それぞれの数値を向上させること、資金残高対事業規模比率を100%以上、経費回収率を100%以上に設定することが妥当である。

また、将来的に終末処理場の更新のために多大な費用を要する見込みであることから、更新時期前後においてもこれら目標が達成されることが望ましい。

以上の点から、当審議会は事務局より提案された「飯塚市水道事業経営戦略」及び「飯塚市下水道事業経営戦略」については妥当であると判断した。

2　飯塚市における上下水道料金水準の見直しについて

【水道事業】

(1)料金改定率について

投資目標の上方修正による財源の確保、昨今の社会情勢を鑑みた今後の物価上昇等を勘案し、健全経営のための投資や財政に関する目標達成には、平均で22%の料金改定が必要である。

(2)料金体系と料金算定期間について

料金体系については、基本料金制、逓増型従量料金の二部料金制は維持するが、基本水量については日本水道協会発行の「水道料金算定要領」等に準拠し廃止としたうえで、これに伴う激変緩和として、従来水量料金を設定していた水量区画については低廉な単価を設定し少量使用者へ配慮するとともに、各使用者群の公平性の観点から、各使用者群の現行料金からの改定率を平均改定率である22%にできる限り近づけるように設定することが妥当である。

また、料金算定期間は令和9年度から令和13年度までの5年間とし、経済情勢等の変化に対応できるよう、今後も5年を目途に定期的な見直しを行なうことが妥当である。

(3)改定時期について

昨今の物価上昇や社会情勢の変化等を考慮し、慎重に行う必要があるが、将来に向けた水道水の安全、確実な給水及び供給体制を早期に確保し持続させるため、出来るだけ速やかに行う必要がある。

(附帯意見)

● 水のような生活するうえで命に直結するようなものの価格は、基本的に値上げをしてほしくないという思いはあるが、今後突発的な漏水事故等を防ぎ、市民生活や事業活動に大きな支障が出ないよう老朽管路等の更新を推進していくためには、今回の料金改定はやむを得ないと判断する。ただし、市民生活に多大な影響を与えるため、コストを抑える方策等も含め、料金改定の必要性やその影響額等については、ホームページのみならず広報誌等幅広い広報手段を用

いて、前回以上に利用者の理解が得られるよう丁寧に説明するように努めること。

- 前回の平均35%、今回の平均22%という改定率を見るに、1市4町合併時の「サービスは高い方へ、料金は安い方へ」という方針のもと、人口密度が高く、給水原価も安価に抑えられている旧飯塚市の料金体系へ統一したことが、前回及び今回の料金改定の要因の一つであるとも考えられる。今後は、経営状況の適切な把握、分析を行い、将来的な財政・投資見通しを高い精度で作成したうえで料金水準の検討を行い、適切な事業経営に努めること。
- 日々の生活の中で物価高は感じているが、先々に急激な負担増になることの方が望ましくない。漏水事故等が発生した場合にすぐに対応できるように努める等、市民に安心感を与えてほしい。

【下水道事業】

(1)使用料改定率について

投資目標の上方修正による財源の確保、今後の物価上昇、終末処理場の将来的な更新費用の確保等を勘案し、健全経営のための投資や財政に関する目標達成を勘案すると、平均10%の改定率が必要である。

(2)使用料体系と使用料算定期間について

使用料体系については、基本料金制、逓増型従量料金の二部料金制は維持するが、基本水量については日本下水道協会発行の「下水道使用料算定の基本的考え方」等に準拠し一部を廃止としたうえで、今回基本水量料金を廃止する水量区画については低廉な単価を設定する等、少量使用者へ最大限配慮することが妥当である。

また、使用料算定期間は令和9年度から令和13年度までの5年間とし、経済情勢等の変化に対応できるよう、今後も5年を目途に定期的な見直しを行なうことが妥当である。

(3)改定時期について

終末処理場の更新に対して将来的に多大な費用を要するが、更新直前の使用料改定となった場合には大幅な改定となることが予想され、市民生活への影響が懸念される。そのため、これらの要因を踏まえても健全な経営が可能となるよう、出来るだけ速やかに行う必要がある。

(附帯意見)

- 将来的な終末処理場の更新費用確保及び持続的な事業経営を目的とし、かつ将来世代への負担の先送りや市民への急激な負担増加を避けるため、今回の使用料改定はやむを得ないと判断する。水道事業同様に市民生活に多大な影響を与えるため、使用料改定の必要性やその影響額等については、ホームページのみならず広報誌等幅広い広報手段を用いて、利用者の理解が得られるよう丁寧に説明するように努めること。

【上下水道両事業共通】

(附帯意見)

- 水道事業においては、前回の料金改定時には市民への影響を考慮し、料金体系については変更を行っていない。下水道事業においては合併後初めての使用料改定であり、今回両事業とも

に料金(使用料)体系の見直しを行っている。いずれの事業も今回算定要領等に準拠する形で料金(使用料)体系の変更を行うが、これにより各使用者群において改定率に乖離が生じている。今後の見直し時においては全国他事業体・自治体の状況も勘案しつつも、指針に基づいた料金(使用料)体系に近づけることで、各使用者群の改定率ができる限り公平となるよう取り扱うことが望ましい。

- 収入増加の一つの取り組みとして、今後は資産運用等の取り組みを拡充させる等、資産の有効活用について実施することが望ましい。

別紙１　飯塚市上下水道事業経営審議会委員名簿
別紙２　審議経過
別紙３　飯塚市水道事業経営戦略(案)
別紙４　飯塚市下水道事業経営戦略(案)